

# 姫路市子育てガイドブック協働発行业務要求水準書

## 1 概要

本要求水準書は、姫路市（以下「市」という。）の子育て支援に係る各種制度・事業・手続き等の行政情報、子育て関連施設の概要・地図等の地域情報及び企業等の広告を掲載した「姫路市子育てガイドブック」（以下「ガイドブック」という。）を市と民間事業者等（以下「協働発行业務者」という。）が協働で発行するに当たり、必要な事項を定めるものである。

## 2 発行時期及び発行部数等

### (1) 発行時期

- ・ 令和6年度版 令和6年11月中旬予定
- ・ 令和7年度版 令和7年11月中旬予定
- ・ 令和8年度版 令和8年11月中旬予定

### (2) 発行部数

25,500部/年（令和7年度及び令和8年度の部数については市と調整を行うこと。）  
※広告掲載者等へ提供する部数は含まない。

### (3) 配布期間

各年11月～翌年10月

### (4) 配布方法

母子健康手帳配布時に手渡しするほか、市内教育・保育施設の利用世帯へ配布する。また、市役所、支所のほか、保健センター・児童センター等、市内子育て関連施設の窓口に設置する。

## 3 規格

名 称 姫路市子育てガイドブック

サ イ ズ A4判、タテ型

紙 質 表紙：カード紙 210g相当

本文：上質紙 64g相当

ページ数 80～90ページ程度（表紙、裏表紙及び広告を含む）

刷 り 色 フルカラー

製 本 無線綴じ

## 4 業務内容

- (1) ガイドブックの企画・編集、デザイン・レイアウト、印刷・製本に必要なすべての作業工程および進行管理業務（文字原稿は前年のものをベースとする）
- (2) 原稿作成（表紙、本市の提供する子育て情報、子育て関連施設の概要・地図等の地域情報、その他子育てに必要な情報）
- (3) 校正（最低3回以上）
- (4) 広告の募集、審査、掲載
- (5) 納品

## 5 掲載内容等

既存のガイドブック（令和5年度発行）に準じた内容を更新し、掲載すること。ガイドブックの制作に必要な行政情報（図表や写真を含む）については、市が電子データ等で提供する。

※令和5年度姫路市子育てガイドブックについては、姫路市ホームページに掲載あり

<https://www.city.himeji.lg.jp/waku2child/0000013402.html>

- (1) 行政情報（乳幼児検診・予防接種等、子育て支援のための各種手当・助成制度、市内教育・保育施設一覧、市内の子育て支援施設、子育て相談窓口の情報等を掲載）

※行政情報の大項目は、市ホームページ「わくわくチャイルド」に準拠し、「健康」「お金の支援」「あずける」「学ぶ・でかける」「子育て相談」「病院・救急」とする。

- (2) 地域情報（子育て関連施設の場所が分かるマップ及び施設概要を地区ごとに掲載）

- (3) 育児情報

乳幼児の食事、子どもの事故防止、防災、緊急時の対応（夜間の医療機関や家庭での初期対応）、男性の育児参加等、育児情報について、企画提案し掲載すること。

## 5 広告の掲載

- (1) ガイドブックに掲載する企業等の広告は、協働発行业業者が募集すること。

- (2) 掲載する広告は、子育て世帯に有益と認められる広告を中心に選定すること。また、広告の掲載に当たっては、「姫路市広告事業実施要綱」及び「姫路市広告掲載基準」の規定を遵守することとし、広告内容について事前に市の承認を受けること。

- (3) ガイドブックの全紙面に対する広告の割合は、概ね30%以下とし、掲載位置等については、市と協議のうえ決定すること。

- (4) 広告の掲載により広告主から得られる収入は、協働発行业業者に帰属する。

- (5) 広告募集及び内容に関する一切の責任は、協働発行业業者または広告主が負うものとし、市は一切の責任を負わない。

## 6 納品物

- (1) ガイドブック 冊子

協働発行业業者は、子育て情報相談室のほか市が指定する場所（市内約250箇所）に納品すること。

- (2) ガイドブック 電子データ

ガイドブックの納品に併せて、全ページ分の電子データ（PDF形式ファイル）を納入すること。

## 7 費用負担

- (1) ガイドブックの企画、編集、印刷、製本、納品等に係る費用は、協働発行业業者が募集する広告収入にて全額賄うこととし、市はこれに係る一切の費用を負担しない。

- (2) 協働発行业業者は、広告主の取りまとめができなかった場合においても、自らの責任において、本業務を履行すること。

## 8 著作権

市が提供する情報に係る部分の著作権は、市に帰属するものとする。

## 9 責任分担及び問合せ等の対応

- (1) 子育て支援情報など行政情報に関する責任は市が負うこととし、問合せ等があれば市が対応する。
- (2) 冊子に掲載する広告内容など行政情報以外に関しては事業者が責任を負い、問合せ等があれば事業者が対応する。

## 10 その他

- (1) 本要求水準書は、ガイドブックの制作に係る基準を示すものであり、規格や発行部数等、これに示す水準を上回ることを妨げるものではない。
- (2) 制作に当たり、全般にわたって市と事業者が連絡、調整しながら行うものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協働発行业者との協議のうえ定めるものとする。